

30 病 管 号 外
平成31年3月19日

保健医療局長殿

病院事業庁長

愛知県地域枠医師キャリア形成プログラムにおけるあいち小児保健医療総合センターの指定医療機関への指定について（依頼）

あいち小児保健医療総合センターは、平成13年11月に県立の小児専門病院として開設し、疾病予防から医療、リハビリまで一貫して包括ケアを行う病院として、本県の小児医療の中心に位置づけ、その使命を果たしているところであります。

現状では、「愛知県地域枠医師キャリア形成プログラム」における指定医療機関の選定要件とされている赴任対象医療機関の原則（「診療領域ごとの医師数基準における常勤医師数」「特殊性の高い病院を除く」）に合致していませんが、当院が県内唯一の小児第三次救急を担う病院で、本県の「地域保健医療計画」において救急医療の最後の砦として位置づけられていることから、適切な医療を提供する体制を常に整えておくことが最重要課題であります。

つきましては、当院の本県における小児救急医療体制における役割を果たすため、下記のような取り組みと実績、抱えている課題にご理解いただき、是非、このプログラムにおいて小児科関係の医療を目指す医師を派遣対象とする指定医療機関としてお認めいただきますようよろしくお願いいたします。

記

1 取り組みと実績

平成28年2月、本県の小児医療の強化のため小児救命救急センターを院内に開設し、24時間365日救急患児を受け入れ、救急専門医による全ての診療科に亘る診断及び初期治療を行い、重症の救急患児等はP I C Uで小児集中治療医が対応する等の体制を敷き、本県で唯一の小児救命救急センターとしての役割を担っております。

さらに当院では、救急搬送診療料を算定した患者を年間50名以上（うち入室後24時間以内に人工呼吸を実施した患者が年間30名以上）受け入れる高基準の「小児特定集中治療管理料」を算定しており、これは全国でも6病院のみが算定しているもので、非常に高いレベルが求められているものです。

2 抱えている課題

現在、救命救急センターの運営を担う医師の欠員状態が続き、それを後方から支援する小児の内科系、外科系医師の育成・拡充も必要であるにもかかわらず、全国レベルでの医師不足など不安定な状況下で現任医師の負担も増えていることから、小児救急医療の運営に支障が生じる可能性が潜在しています。（現在、第三次救急に最も関わりの深い、救急科、集中治療科で欠員3名、また労基署の指導を受け、今後救急科定数2名増員予定だが、その確保は困難な状況にある。）

また、当センターは臨床研修病院ではないため、研修終了後に引き続き勤務する若手医師の確保が非常に困難となっております。

担当 管理課 人事グループ
内線 5166

【参考】

地域枠医師の派遣先対象医療機関の選定基準について

1 派遣先対象医療機関の選定基準について

以下の原則を踏まえて選定している。

(1) 従事しようとする診療領域ごとに、定められた医師数が4月1日時点において、それぞれ下記の基準にあてはまること。

① 内科系等：内科系（内科、総合内科、呼吸器内科、循環器内科、消化器内科、神経内科）、外科系（外科、消化器外科、整形外科）、麻酔科、救急科、総合診療科の常勤医師計が40人以下

② 小児科：小児科に属する常勤医師が1人以上5人以下

③ 産婦人科：産婦人科に属する常勤医師が2人以上5人以下

なお、産婦人科常勤医師が1名で、非常勤医師の常勤換算と合わせて2名以上となる医療機関については、産婦人科専門医を取得した地域枠医師が赴任する場合のみ、指定医療機関の対象とする

(2) 各医療圏における10万人対医師数が全国平均を下回る圏域に属する医療機関であること。

(3) 特殊性の高い病院を除く。

2 特殊性の高い病院について

上記1の選定基準において、特殊性の高い病院については、地域枠医師の赴任先対象から除外しており、10万人対医師数が全国平均を下回る医療圏で該当する医療機関は、以下の4箇所である。

- ・愛知県医療療育総合センター（旧：愛知県心身障害者コロニー）中央病院
- ・国立研究開発法人国立長寿医療研究センター
- ・あいち小児保健医療総合センター
- ・愛知県三河青い鳥医療療育センター